

障がい福祉サービス事業 指導調書

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価
18 厚告 543	厚生労働大臣が定める基準
18 厚告 546	厚生労働大臣が定める要件
18 厚告 548	厚生労働大臣が定める者
21 厚告 176	厚生労働大臣が定める地域

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2か所止め）してください。

第1 基本方針（法第43条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 一般原則	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。	平18厚令171 第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平18厚令171 第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
2 基本方針	【居宅介護のみ】 (3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令171 第4条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【重度訪問介護のみ】 (3) 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令171 第4条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【同行援護のみ】 (3) 指定同行援護の事業は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令171 第4条第3項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【行動援護のみ】 (3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令171 第4条第4項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第43条第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業者の員数	<p>【4事業共通】</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p>	平18厚令171 第5条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	<p>【居宅介護のみ】</p> <p>(2) 従業者は次の資格要件のいずれかを満たしているか（相当する研修の修了者含む）。</p> <p>①介護福祉士 ②実務者研修課程修了者 ③介護職員初任者研修課程修了者（旧基礎研修、旧ヘルパー1級、旧ヘルパー2級、看護師等含む） ④障害者居宅介護従業者基礎研修 ⑤重度訪問介護従事者養成研修課程修了者 ⑥生活援助従事者研修課程修了者等</p>		従業者の資格証	適・否・非該当	
	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(3) 従業者は次の資格要件のいずれかを満たしているか（相当する研修の修了者含む）。</p> <p>①介護福祉士 ②実務者研修課程修了者 ③介護職員初任者研修課程修了者（旧基礎研修、旧ヘルパー1級、旧ヘルパー2級、看護師等含む） ④障害者居宅介護従業者基礎研修 ⑤重度訪問介護従事者養成研修課程（追加課程及び統合過程）修了者 ⑥行動援護従事者養成研修課程修了者 ⑦生活援助従事者研修課程修了者等</p>			適・否・非該当	
	<p>【同行援護のみ】</p> <p>(4) 従業者は次の資格要件のいずれかを満たしているか。</p> <p>①同行援護従業者養成一般課程修了者（盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までは、同研修を終了したものとみなす。） ②居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障がい等を有する身体障がい者等の直接業務に1年以上従事した者 ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障がい学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者 ④基礎研修課程修了者等であって、視覚障がい等を有する身体障がい者または障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上従事した経験を有する者</p>			適・否・非該当	
<p>【行動援護のみ】</p> <p>(5) 従業者は、行動援護従事者研修修了者又は強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）修了者（従前の知的障がい者外出介護従事者養成研修修了者を含む。）で1年以上の実務経験を有する者か。</p>			適・否・非該当		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	※令和6年3月31日までは、経過措置として、(2)に該当し、知的・精神障がい者又は障がい児の直接業務に2年以上従事した者でも可能。				
2 サービス提供責任者	<p>【4事業共通】</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模により常勤換算方法によるものとし、事業の規模は前3月の平均値(新規の指定を受ける場合は推定値)とする。</p>	平18厚令171第5条第2項	サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証	適・否・非該当	
	<p>【居宅介護・同行援護・行動援護】</p> <p>(2) 事業の規模に応じて、次のイ～ニのいずれかの人員基準を満たしているか。</p> <p>イ 事業所の月間延べサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>ロ 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>ハ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>ニ ハの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している場合、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>②常勤換算方法により非常勤職員がサービス提供責任者となる場合 常勤職員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間)の2分の1以上に達している者でなければならない。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>	平18厚令171第5条第2項	サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証	適・否・非該当	
	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(3) 事業の規模に応じて、次のイ、ロ、ハのいずれかの人員基準を満たしているか。</p> <p>イ 事業所の月間延べサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く。)が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上</p>		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>ロ 従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>ハ 利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>②常勤換算方法により非常勤職員がサービス提供責任者となる場合 常勤職員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）の2分の1以上に達している者でなければならない。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>		従業者の資格証		
	<p>【居宅介護・重度訪問介護】</p> <p>（4）サービス提供責任者は、次の資格要件のいずれかを満たしているか（相当する研修の修了者含む）。</p> <p>①介護福祉士</p> <p>②実務者研修課程修了者（旧基礎研修、旧ヘルパー1級、看護師等含む）</p> <p>③居宅介護従業者養成研修1級課程修了者</p> <p>④居宅介護職員初任者研修課程修了者（旧ヘルパー2級含む）で、3年以上の介護等の業務に従事した者等</p>		従業者の資格証	適・否・非該当	
	<p>【同行援護のみ】</p> <p>（5）サービス提供責任者は、次のいずれかの資格要件を満たす者か。</p> <p>①（4）に該当し、同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者</p> <p>②国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者</p>		従業者の資格証	適・否・非該当	
	<p>【行動援護のみ】</p> <p>（6）サービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修および実践研修）（従前の知的障がい者外出介護従事者養成研修課程等修了者を含む。）修了者で、知的・精神障がい者又は障がい児の直接業務に3年以上従事した者か。</p> <p>※令和6年3月31日までは、経過措置として、令和3年3月31日において（4）に該当し、当該直接業務に5年以上従事した者でも可能。</p>		従業者の資格証	適・否・非該当	
3 管理者	<p>【4事業共通】</p> <p>指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	平18厚令171 第6条	管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証	適・否・非該当	

3 設備に関する基準（法第43条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
設備及び備品等	【4事業共通】 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	法第43条第2項 平18厚令171 第8条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					

第4 運営に関する基準（法第43条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続の説明及び同意	【4事業共通】 （1）指定居宅介護事業者は、支給決定障がい者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	法第43条第2項 平18厚令171 第9条第1項	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	【4事業共通】 （2）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171 第9条第2項	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 契約支給量の報告等	【4事業共通】 （1）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障がい者等の受給者証に記載しているか。	平18厚令171 第10条第1項	受給者証の写し	適・否・非該当	
	【4事業共通】 （2）契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えていないか。	平18厚令171 第10条第2項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
	【4事業共通】 （3）指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171 第10条第3項	契約内容報告書	適・否・非該当	
	【4事業共通】 （4）指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第10条第4項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
3 提供拒否の禁止	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 11 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 連絡調整に対する協力	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 12 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 13 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 18 厚令 171 第 14 条	受給者証の写し	適・否・非該当	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 15 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 15 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の状況等の把握	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 16 条	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 17 条第 1 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 17 条第 2 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
10 身分を証する書類の携行	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 18 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
11 サービスの提供の記録	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 19 条第 1 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、(1) の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 19 条第 2 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
12 指定居宅介護事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 20 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 20 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
13 利用者負担額等の受領	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 21 条第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定居宅介護に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 21 条第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) 指定居宅介護事業者は、(1) 及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、支給決定障がい者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。	平 18 厚令 171 第 21 条第 3 項	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>【4事業共通】 (4) 指定居宅介護事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 21 条第 4 項	領収書	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】 (5) 指定居宅介護事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 21 条第 5 項	重要事項説明書	適・否・非該当	
14 利用者負担額に係る管理	<p>【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者等及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 22 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 23 条第 1 項	通知の写し	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 23 条第 2 項	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
16 指定居宅介護の基本取扱方針	<p>【4事業共通】 (1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p>	平 18 厚令 171 第 24 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 24 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
17 指定居宅介護の具体的な取扱方針	<p>【4事業共通】</p> <p>指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>② 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>③ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 25 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 25 条第 1 号 平 18 厚令 171 第 25 条第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 25 条第 3 号 平 18 厚令 171 第 25 条第 4 号</p>	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
18 居宅介護計画の作成	<p>【4事業共通】</p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 26 条第 1 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>(2) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 26 条第 2 項	個別支援計画（利用者または家族の署名捺印）及び交付した記録	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 26 条第 3 項	個別支援計画（利用者または家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>(4) 居宅介護計画に変更があった場合、(1) 及び (2) に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 26 条第 4 項	個別支援計画（利用者または家族の署名捺印）	適・否・非該当	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>【4事業共通】</p> <p>指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないか。</p>	平 18 厚令 171 第 27 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 緊急時等の対応	<p>【4事業共通】</p> <p>従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 28 条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
21 支給決定障がい者等に関する市町村への通知	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 29 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	平 18 厚令 171 第 30 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障害福祉サービス基準）第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 30 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	平 18 厚令 171 第 30 条第 3 項	利用申込み時の記録 サービス提供内容を管理していることが分かる書類（運営規程等）	適・否・非該当	
23 運営規程	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 171 第 31 条	運営規程	適・否・非該当	
24 介護等の総合的な提供	【居宅介護・重度訪問介護】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。	平 18 厚令 171 第 32 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
25 勤務体制の確保等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供で	平 18 厚令 171 第 33 条第 1 項	従業者の勤務表	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	きるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。				
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。	平18厚令171 第33条第2項	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令171 第33条第3項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (4) 指定居宅介護事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第33条第4項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
26 業務継続計画の策定等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (令和6年3月31日までは努力義務)	平18厚令171 第33条の2第1項	業務継続計画	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 (令和6年3月31日までは努力義務)	平18厚令171 第33条の2第2項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 (令和6年3月31日までは努力義務)	平18厚令171 第33条の2第3項	業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類	適・否・非該当	
27 衛生管理等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平18厚令171 第34条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚令171 第34条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>【4事業共通】</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知徹底 ※委員会：6月に1回以上</p> <p>②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備</p> <p>③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施</p> <p>※研修：年1回以上</p> <p>※訓練：年1回以上</p> <p>(※令和6年3月31日までは努力義務)</p>	平18厚令171 第34条第3項	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
28 掲示	<p>【4事業共通】</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	平18厚令171 第35条第1項、 第2項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
29 身体拘束等の禁止	<p>【4事業共通】</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</p>	平18厚令171 第35条の2第1項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	平18厚令171 第35条の2第2項	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知徹底 ※委員会：1年に1回以上</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針の整備</p> <p>③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ※研修：年1回以上</p>	平18厚令171 第35条の2第3項	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。				
30 秘密保持等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平18厚令171 第36条第1項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第36条第2項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる書類(就業規則等)	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平18厚令171 第36条第3項	個人情報同意書	適・否・非該当	
31 情報の提供等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平18厚令171 第37条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚令171 第37条第2項	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
32 利益供与等の禁止	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171 第38条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171 第38条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
33 苦情解決	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第39条第1項	苦情受付簿 重要事項説明書契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平18厚令171 第39条第2項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第39条第3項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第39条第4項	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第39条第5項	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平18厚令171 第39条第6項	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平18厚令171 第39条第7項	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
34 事故発生時の対応	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 1 項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (3) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 3 項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
35 虐待の防止	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知徹底 ※委員会：年1回以上 ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ※研修：年1回以上 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置	平 18 厚令 171 第 40 条の 2	委員会議事録 虐待防止のための指針 研修計画、記録	適・否・非該当	
36 会計の区分	【4事業共通】 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 41 条	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
37 記録の整備	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平 18 厚令 171 第 42 条第 1 項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しているか。	平 18 厚令 171 第 42 条第 2 項	各種記録簿冊	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
38 電磁的記録等	(1) 指定居宅介護事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅介護事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 5 共生型障がい福祉サービスに関する基準

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	【4事業共通】 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平 18 厚令 171 第 43 条の 2		適・否・非該当	
	【4事業共通】 (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
2 準用	【4事業共通】 (第1の(3)、第2(2、3)及び第4を準用)	平 18 厚令 171 第 43 条の 4 準用(第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項、第 6 条並びに第 9 条から	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
3 電磁的記録等	(1) 指定共生型居宅介護事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	第42条まで) 平18厚令171第224条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定共生型居宅介護事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がい特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	平18厚令171第224条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第6 変更の届出等（法第46条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	【4事業共通】 (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【4事業共通】 (2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い（法第29条第3項）

確認文書は、すべて「適宜必要と認める報酬関係資料」

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	<p>【4事業共通】 （1）指定居宅介護事業に要する費用の額は、「費用算定基準告示」により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単位を乗じて得た額を算定しているか。</p>	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】 （2）（1）の規定により、指定居宅介護等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	平18厚告523の二	適・否・非該当	
（所要時間の取扱い）	<p>【4事業共通】 （3）指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、個別支援計画（指定行動援護においては、支援計画シート等を含む）に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注4、別表第2の1の注3、別表第3の1の注2、別表第4の1の注2	適・否・非該当	
（サービス種類相互の算定関係）	<p>【4事業共通】 （4）利用者が「居宅介護等（指定重度訪問介護においては、療養介護を含む）以外の障がい福祉サービスを受けている間（指定居宅介護及び指定重度訪問介護においては、共同生活援助サービス費を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）」又は「障がい児通所支援」若しくは「障がい児入所支援」を受けている間は、サービス費を算定していないか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注17、別表第2の1の注14	適・否・非該当	
2 居宅介護サービス費	<p>【居宅介護のみ】 （1）居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第2の1に規定する指定居宅介護事業所の従業者が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注1	適・否・非該当	
（1）「身体介護」「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」「通院等乗降介助」の対象者				
（2）「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の対象者	<p>【居宅介護のみ】 （2）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ①区分2以上に該当していること。 ②平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 イ 歩行「全面的な支援が必要」</p>	平18厚告523別表第1の1の注2 平26厚令5別表第一	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>ロ 移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>ハ 移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>ニ 排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>ホ 排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>			
(3)「家事援助」の対象者	<p>【居宅介護のみ】</p> <p>(3) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 3	適・否・非該当	
(4)「身体介護」の従業者	<p>【居宅介護のみ】</p> <p>(4) 居宅における身体介護が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生労働大臣が定める者」(以下「平 18 厚告 548」と表記。)の一に定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次の①又は②に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>①平 18 厚告 548 の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数</p> <p>②平 18 厚告 548 の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</p> <p>イ所要時間 3 時間未満の場合 平 18 厚告 523 別表第 2 の 1 に規定する所定単位数</p> <p>ロ所要時間 3 時間以上の場合 635 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 5 平 18 厚告 548 の一、二及び四	適・否・非該当	
(5)「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の従業者	<p>【居宅介護のみ】</p> <p>(5) 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合については、平 18 厚告 548 の一に定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次の①又は②に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>①平 18 厚告 548 の三に定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数</p> <p>②平 18 厚告 548 の四に定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護を行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 6 平 18 厚告 548 の一、三及び四	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	イ所要時間3時間未満の場合 平18厚告523別表第2の1に規定する所定単位数 ロ所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数			
(6)「家事援助」の従業者	【居宅介護のみ】 (6) 家事援助が中心である場合については、平18厚告548の一に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚告548の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第1の1の注7 平18厚告548の一及び五	適・否・非該当	
(7)「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の従業者	【居宅介護のみ】 (7) 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平18厚告548の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚告548の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第1の1の注8 平18厚告548の一及び六	適・否・非該当	
(8)「通院等乗降介助」の従業者	【居宅介護のみ】 (8) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平18厚告548の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚告548の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	平18厚告523別表第1の1の注9 平18厚告548の一及び六	適・否・非該当	
(9) 初任者研修課程修了者が作成した計画に基づき提供する場合の算定	【居宅介護のみ】 (9) 居宅介護職員初任者研修修了者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第1の1の注9の2 平18厚告548第6号の2 平18厚告538第1条第3号、第8号、第13号又は第18号	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
3 重度訪問介護サービス費 (1)-1 対象者	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(1)-1 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排泄又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）時における移動中の介護を行った場合</p> <p>区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）に係る指定重度訪問介護事業者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者、共生型重度訪問介護事業所が当該事業を行う事業所に置かれる従業者によって、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定重度訪問介護、共生型重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>①次のイ及びロのいずれにも該当していること。</p> <p>イ 2肢以上に麻痺等があること。</p> <p>ロ 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のaからdまでに掲げる項目について、それぞれaからdまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>a 歩行「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>b 移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>c 排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>d 排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>②平18厚告543「厚生労働大臣が定める基準」の四を満たしていること。</p>	平18厚告523別表第2の1の注1 平26厚令5別表第一 平18厚告543の四	適・否・非該当	
(1)-2	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(1)-2 (1)-1については、平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18厚告169）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援）の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障がい支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。</p> <p>①区分3以上に該当していること。</p> <p>②日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。</p>	平18厚告523別表第2の1の注2	適・否・非該当	
(2)90日以上利用減算	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(2) 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29条に規定する介護医療院（病院等）に入院又は入院をしている障がい者に対して、</p>	平18厚告523別表第2の1の注2の2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他必要な支援を行った場合 前記(1)-1の①又は②に掲げる者であって、区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から指定重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。 ただし、90日を超えた期間に行われた場合にあっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。</p>			
(3) 従業者	<p>【重度訪問介護のみ】 (3) 平18厚告548の七に定める者が、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第2の1の注4 平18厚告548の七	適・否・非該当	
(4) 重度障がい者等の場合	<p>【重度訪問介護のみ】 (4) 平18厚告548の八に定める者が、(1)の①に掲げる者であって平18厚告523別表第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523別表第8の注1 平18厚告548の八	適・否・非該当	
(5) 障がい支援区分6に該当する者の場合	<p>【重度訪問介護のみ】 平18厚告548の八に定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523別表第2の1の注6 平18厚告548の八	適・否・非該当	
4 同行援護サービス費 (1) 対象者	<p>【同行援護のみ】 (1) 厚生労働大臣が定める基準(平18厚告543)を満たしている利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者へ同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助をいう。)に係る指定同行援護事業者が、当該事業を行う事業所に置かれる従業者によって指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第3の1の注1	適・否・非該当	
(2) 従業者及び基礎研修過程終了者等により行われる場合	<p>【同行援護のみ】 (2) 平18厚告548の九に定める者が、指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、同告示の十に定める者が指定同行援護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第3の1の注3 平18厚告548の九及び十	適・否・非該当	
(3) 盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	<p>【同行援護のみ】 (3) 平18厚告548の第10号の2に定める者が、平18厚告543の第8号の2を満たしている利用者に対して、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523別表第3の1の注4 平18厚告548の十の二 平18厚告543の八の二	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
(4) 障がい支援区分3に該当する者の場合、障がい支援区分4以上に該当する者の場合	<p>【同行援護のみ】</p> <p>(4) 区分3（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、区分4以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523別表第3の1の注4の2、4の3	適・否・非該当	
5 行動援護サービス費 (1) 対象者	<p>【行動援護のみ】</p> <p>(1) 次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。）に係る指定行動援護事業所が当該事業所を行う事業所に置かれる従業者によって行動援護に係る指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>①区分3以上に該当していること。</p> <p>②平18厚告543の十二の基準を満たしていること。</p>	平18厚告523別表第4の1の注1 平18厚告543の十二準用（四）	適・否・非該当	
(2) 従業者	<p>【行動援護のみ】</p> <p>(2) 平18厚告548の十一に定める者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第4の1の注3 平18厚告548の十一	適・否・非該当	
(3) 回数	<p>【指定行動援護】</p> <p>(3) 行動援護サービス費は、1日1回のみ算定となっているか。</p>	平18厚告523別表第4の1の注5	適・否・非該当	
6 同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算	<p>【居宅介護のみ】</p> <p>指定居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者又は指定居宅介護等事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>また、指定居宅介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注9の3	適・否・非該当	
7 支援計画シート未作成減算	<p>【行動援護のみ】</p> <p>指定行動援護の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第4の1の注2の2	適・否・非該当	
8 2人の従業者により行った場合	<p>【4事業共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注10、別表第2の1の注7、別表第3の1の注5、別表第4の1の	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>(重度訪問介護のみ)ただし、平 18 厚告 546 を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める要件…平 18 厚告 546 参照</p>	<p>注 4 平 18 厚告 546</p>		
<p>9 夜間早朝・深夜加算</p>	<p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護】 夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)又は早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後 10 時から午前 6 時まで)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>・平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 11、別表第 2 の 1 の注 8、別表第 3 の 1 の注 6</p>	<p>適・否・非該当</p>	
<p>10 特定事業所加算</p>	<p>【4 事業共通】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、指定居宅介護等を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い 1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準…平 18 厚告 543 の一（指定居宅介護）、五（指定重度訪問介護）、九（指定同行援護）、十三（指定行動援護）参照</p> <p>①特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 ②特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 ③特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 ④特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数</p> <p>特定事業所加算を算定している場合、以下の要件を満たしているか。</p>	<p>・平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 12、別表第 2 の 1 の注 9、別表第 3 の 1 の注 7、別表第 4 の 1 の注 6 平 18 厚告 543 の一、五、九及び十三</p>	<p>適・否・非該当</p> <p>※適・否の場合、算定しているのは次のどの類型か。</p> <p>I・II・III・IV</p>	
<p>(1) 特定事業所加算 (I)</p>	<p>【4 事業共通】 要件を満たさなくなった場合、遅滞なくその体制及び特定事業所加算の廃止の届出を行っているか。</p>		<p>適・否・非該当</p>	
<p>(1) 特定事業所加算 (I)</p>	<p>【4 事業共通】 次に掲げる基準の①-1、②~⑦、⑧-1、⑨-1 のいずれにも適合している場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数を加算しているか。</p>		<p>適・否・非該当</p>	
<p>(1) 特定事業所加算 (I)</p>	<p>【4 事業共通】 ①-1 指定居宅介護事業所等の全ての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者を含む）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p>		<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>【4事業共通】</p> <p>①-2 指定居宅介護事業所等のすべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定しているか。</p>		適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>② 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護等が行われていること。</p> <p>（一）利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所等における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。（〈重度訪問介護のみ〉またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。）</p> <p>（二）</p> <p>【居宅介護、同行援護、行動援護】</p> <p>指定居宅介護の提供に当たり、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けていること。</p> <p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。</p>		適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>③当該指定居宅介護事業所等のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施していること。</p> <p>（新たに加算を算定する場合は、1年以内に実施することが予定されていること。）</p>		適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>④基準第31条第6号（第43条の4において準用する場合を含む。）に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p>		適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>⑤当該指定居宅介護事業所等の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。</p>		適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>⑥当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が30/100以上若しくは基準第5条及び第7条又は第43条の2第1号の規定により置くべき従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養</p>		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (3) 特定事業所加算(Ⅲ)	成研修の一級課程を修了した者の占める割合が50/100以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が40/100以上であること。(同行援護の場合は、前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、同行援護従業者養成研修応用課程修了者等によるサービス提供の総時間数が30/100以上である場合も可。)			
	【4事業共通】 ⑦ 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。(重度訪問介護は6,000時間以上の実務経験者、同行援護は国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障がい学科修了者等も含む)		適・否・非該当	
	【4事業共通】 ⑧-1 基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか。		適・否・非該当	
	【4事業共通】 ⑧-2 基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所等であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。		適・否・非該当	
	【4事業共通】 ⑨-1 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護等の利用者(障がい児を除く)の総数のうち障がい支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30/100以上であること。		適・否・非該当	
	【4事業共通】 ⑨-2 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者(障がい児を除く)総数のうち、障がい程度区分4以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50/100以上であるか。		適・否・非該当	
	【重度訪問介護のみ】 ⑩ 常時、従業者の派遣が可能となつており、現に深夜帯も含めてサービス提供していること。		適・否・非該当	
	【4事業共通】 (1)の①-1、②~⑤に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧-1、⑧-2のいずれかに適合している場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算しているか。(重度訪問介護は⑩も必須)		適・否・非該当	
【4事業共通】 (1)の①-1、②~⑤及び⑨-2に掲げる基準のいずれにも適合している場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算しているか。(重度訪問介護は⑩も必須)	適・否・非該当			

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
(4) 特定事業所加算(Ⅳ)	<p>【居宅介護、同行援護、行動援護】</p> <p>(1)の①-2、②~⑤、⑧-2及び⑨-2に掲げる基準のいずれにも適合している場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算しているか。</p>		適・否・非該当	
11 特別地域加算	<p>【4事業共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める地域…平21厚告176参照</p>	平18厚告523別表第1の1の注13、別表第2の1の注10、別表第3の1の注8、別表第4の1の注7 平21厚告176	適・否・非該当	
12 緊急時対応加算	<p>【4事業共通】</p> <p>(1)居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が個別支援計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の従業者が当該利用者の個別支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注14、別表第2の1の注11、別表第3の1の注9、別表第4の1の注8	適・否・非該当	
	<p>【4事業共通】</p> <p>(2)地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た事業所の場合、(1)の所定単位数にさらに1回につき50単位を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第1の1の注15、別表第2の1の注12、別表第3の1の注10、別表第4の1の注9	適・否・非該当	
13 身体拘束廃止未実施減算	<p>【4事業共通】</p> <p>第4の29の(2)(3)に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても減算しない。</p>	平18厚告523別表第1の1の注16、別表第2の1の注13、別表第3の1の注11、別表第4の1の注10	適・否・非該当	
14 福祉専門職員等連携加算	<p>【居宅介護のみ】</p> <p>利用者に対して、指定居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障がい者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師等(以下「社会福祉士等」)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であつて、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行ったときは、初回の指定居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第1の4の2の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
15 移動介護緊急時支援加算	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>重度訪問介護従業者が、利用者を自ら運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 2 の 2 の 2 の注	適・否・非該当	
16 移動介護加算	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(1) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 2 の 2 の注 1	適・否・非該当	
	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の従業者が 1 人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>また、新任従業者に対し、当該利用者に熟練した従業者の同行が必要と認められる場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める要件…平 18 厚告 546 参照</p>	平 18 厚告 523 別表第 2 の 2 の注 2 平 18 厚告 546	適・否・非該当	
17 行動障害支援連携加算	<p>【重度訪問介護のみ】</p> <p>利用者に対して、重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障がい者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者（作成者）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護が行われた日から起算して 30 日の間、1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 2 の 5 の 2 の注	適・否・非該当	
18 行動障害支援指導連携加算	<p>【行動援護のみ】</p> <p>支援計画シート等を作成した者（作成者）が、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月）につき 1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 4 の 4 の 2 の注	適・否・非該当	
19 初回加算	<p>【4 事業共通】</p> <p>指定居宅介護事業所等において、新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該居宅介護事業所等のその他の従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 2 の注、別表第 2 の 3 の注、別表第 3 の 2 の注、別表第 4 の 2 の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。			
20 利用者負担上限額管理加算	<p>【4事業共通】</p> <p>指定居宅介護事業者共生型居宅介護の事業を行う者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 3 の注、別表第 2 の 4 の注、別表第 3 の 3 の注、別表第 4 の 3 の注	適・否・非該当	
21 喀痰吸引等支援体制加算	<p>【4事業共通】</p> <p>指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※10の特定事業所加算の（Ⅰ）又は重度訪問介護においては3（3）を算定している場合は、算定できない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 4 の注、別表第 2 の 5 の注、別表第 3 の 4 の注、別表第 4 の 4 の注	適・否・非該当	
22 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>【4事業共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から21までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</p> <p>②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から21までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から21までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準…平 18 厚告第 543 号（指定居宅介護）の二、（指定重度訪問介護）六、（指定同行援護）十、（指定行動援護）十四参照</p>	平 18 厚告 523 別表第 1 の 5 の注、別表第 2 の 6 の注、別表第 3 の 5 の注、別表第 4 の 5 の注の 14 平 18 厚告 543 の二、六、十及び十四	適・否・非該当	
23 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>【4事業共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。</p> <p>①福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から21までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</p>	・平 18 厚告 523 別表第 1 の 6 の注、別表第 2 の 7 の注、別表第 3 の 6 の注、別表第 4 の 6 の注、平 18 厚告 543 の三、七、十一及び十五	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>②福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から21までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号（指定居宅介護）の三、（指定重度訪問介護）七、（指定同行援護）十一、（指定行動援護）十五参照</p>			

(別表)

居宅介護等従業者資格一覧

平成30年4月現在

	居宅介護					重度訪問介護	行動援護	同行援護		
	身体介護	家事援助	通院介助		通院等乗降介助			※6	※7	
			身体介護あり	身体介護なし					身体介護あり	身体介護なし
介護福祉士	○	○	○	○	○	○	○※1 実務経験2年	△※2 実務経験1年	○※3 実務経験1年	○※3 実務経験1年
実務者研修修了者 介護職員初任者研修修了者 居宅介護職員初任者研修修了者	○	○	○	○	○	○	○※1 実務経験2年	△※2 実務経験1年	○※3 実務経験1年	○※3 実務経験1年
介護職員基礎研修修了者	○	○	○	○	○	○	○※1 実務経験2年	△※2 実務経験1年	○※3 実務経験1年	○※3 実務経験1年
(旧)訪問介護員養成研修修了者(1・2級) (旧)居宅介護従業者養成研修修了者(1・2級)	○	○	○	○	○	○	○※1 実務経験2年	△※2 実務経験1年	○※3 実務経験1年	○※3 実務経験1年
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 (旧)訪問介護員養成研修修了者(3級) (旧)居宅介護従業者養成研修修了者(3級)	○ (30%減算)	○ (10%減算)	○ (30%減算)	○ (10%減算)	○ (10%減算)	○	×	△※2 実務経験1年 (10%減算)	○※4 実務経験1年 (30%減算)	○※4 実務経験1年 (10%減算)
重度訪問介護従業者養成研修修了者(基礎) ----- 重度訪問介護従業者養成研修修了者(追加、統合)	○※5 (重度適用)	○ (10%減算)	○※5 (重度適用)	○ (10%減算)	○ (10%減算)	○	×	×	×	×
行動援護従事者養成研修修了者 強度行動障害支援者養成研修修了者(基礎+実践)	×	×	×	×	×	×	○ 実務経験1年	×	×	×
同行援護従業者養成研修修了者(一般課程)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
盲ろう者向け通訳・介助員	×	×	×	×	×	×	×	○※8 (10%減算)	×	×
国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○

※1 平成33年3月31日までの間、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に1年以上従事した者は、行動援護従業者の基準に該当したものとみなす。

※2 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかに該当するものであって、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者。

※3 平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者とみなす。

※4 平成30年3月31日までの間、視覚障がいや有する身体障がい児者の直接業務に1年以上従事した者とみなす。

※5 「重度訪問介護単価適用」で報酬算定する。

※6 平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合。

※7 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合。

※8 平成33年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者とみなす。